

第154回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】
議事録

日時：平成30年6月27日(水)13:30～14:20

場所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員、箕輪委員

議題：

- (1) 送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループにおける中間とりまとめについて
- (2) 電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について
- (3) 平成29年度監査結果について
- (4) 電力・ガス取引監視等委員会 運営理念及び中期方針 案について

○八田委員長　それでは、ただいまから第154回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

今日は、事前にお知らせいたしましたように2部構成で、第1部が公開です。

それでは、最初の議題から入ります。

議題(1)は、「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループにおける中間とりまとめについて」、日置室長からお願いいたします。

○日置NW事業制度企画室長　ありがとうございます。

それでは、資料3、スライドで4番を御覧いただけますでしょうか。「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループにおける中間とりまとめを踏まえた託送料金制度見直し」に関する建議について、ご審議いただければと思っております。

本ワーキング・グループの経緯でございますが、この委員会の決定に基づきまして、制度設計専門会合のもとに設置されました。平成28年9月より検討を重ねてまいりまして、先日、託送料金制度の在り方について検討を行った結果として「中間とりまとめ」をとりまとめております。

具体的な内容ということでは、このペーパーの四角の下の部分をご覧ください。昨今の電力系統を取り巻く環境変化ということで、電力需要の伸び悩み、そして再生可能エネルギーの連系拡大に伴うコストの増加、加えまして高経年化対策費用が今後増えてくる、そういった中におきまして、将来的な託送料金を最大限抑制しながらも安定供給や再生可能エネルギーのために必要な投資を確保していけるような託送料金制度の在り方ということで、2つの観点、すなわち、「公平かつ適切な費用負担の実現」、

「合理的なインセンティブが働く制度設計」といった2つの観点から検討を行ってきたということでございます。

制度見直しの内容でございますが、参考1の部分を御覧いただければと思います。

託送料金原価の範囲を変えないことを前提といたしまして、4点ございます。

まず1点目は、「発電側基本料金の導入」でございます。具体的には、送配電関連費用の固定費の一部につきまして、その費用に与える影響、受益に応じて、系統利用者である発電側にも、kW単位で基本料金の負担を求めていく、といったものになります。

おめくりいただきまして、2ページ目、2点目でございます。需要地の近郊でありましたり、系統設備が手厚く整備されているような地域におきましては、送配電網の追加増強コストは小さいと考えられます。そうした地域に立地している電源につきましては、発電側基本料金の負担額を軽減する、そういった措置も導入していこうというところでございます。

3点目といたしましては、託送料金の原価総額を変えないことを前提としまして、送配電関連費用のうちの固定費につきましては、従量料金中心で回収することになっているという構造を、原則として基本料金で回収する。そういった方向で見直すことが重要だと、そのような方向が示されております。

4点目としましては、「送電ロス」でございます。1つ目は、送電ロスに関する情報の公表や送電ロスの削減に向けた取り組みを促すといった点、2つ目といたしましては、この送電ロスの調達主体、こちらは現状では小売電気事業者となっておりますが、これを一般送配電事業者に移行することを基本として今後検討を深めていく、というものです。

中間とりまとめでは、こうした4つの大きな見直しの方向性が示されておきまして、「2020年以降、できるだけ早い時期をめどに導入することを目指す」とされているところではございます。

系統の利用効率を高めることは、託送料金の将来的な軽減にも資すると考えられます。また、費用構造の見直しについては、将来的な料金抑制のみならず、費用の回収可能性を高めることで、今必要となる投資を促進していく、確保していくことにもつながるわけでございます。これらの観点から、極めて重要な政策の方向性を示したものだと考えております。

そうした重要性も鑑みまして、この「中間とりまとめ」に示された考え方を踏まえて託送料金制度改革を着実に実施することにつき、経済産業大臣に建議したいと考えております。この点につきまして、ご審議いただければ幸いです。

以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対してご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○林委員　　ご説明どうもありがとうございました。

ご説明にありましたとおり、今回、大臣への建議ということでございますけれども、太陽光発電とか再生可能エネルギーが非常に多く入っていく中、しかも需要が伸び悩む中で、ネットワークの設備経費だとか制度の在り方が非常に大事になってきて、これからロングスパンで議論する、または制度設計をする貴重なタイミングでもあると思います。

この貴重なタイミングのときに我々が建議するという自身も、我々電取委としても非常に重要なアクションだと思っておりますので、この建議を契機に、我々自身もしっかりいろいろな制度設計とか、いろいろな対応を進めていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

ほかには、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、「中間とりまとめ」を踏まえた託送料金制度の見直しの建議について、事務局からご説明のあったとおりに建議してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異論がございませんでしたので、案の通りに大臣に建議することといたします。

次の議事に入ります。議題(2)、「電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について」、日置室長からご説明をお願いいたします。

○日置NW事業制度企画室長　　ありがとうございます。

それでは、資料4、スライドで申しますと53枚目を御覧いただけますでしょうか。広域機関ルールの変更認可についてでございます。

まず、1.の「経緯」でございますが、6月4日付で広域機関より、経済産業大臣に対しまして、業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請がございました。

それを受けまして、15日付で当委員会に対しまして意見の求めが来ております。

次、今回の「主な変更内容」でございますが、主に3点ございます。

まず、1点目、「連系線整備に係る計画策定プロセスに関するルール変更」でございます。こちらは、平成27年～28年にかけて行われました東北・東京間の連系線の計画策定プロセスの経験を踏まえましてルールを見直そうというものでございます。

この計画策定プロセスにつきましては、広域機関が初めて行ったプロセスであったということで、その過程におきましては、多くの事業者が応募を取り下げたこともございました。そして、それがスケジュール全体の延長につながりましたし、また、そもそも連系線制度のプロジェクトに参加しようという事業者からみましても、みずからが負担することとなる費用負担の額、この見通しが立てづらい、といったことが課題になったということでもございました。

そこで、プロジェクトの応募者に早期の意思判断を促して、プロジェクトを確実に実施できるように規定を整備するというのが1つ目の変更内容となっております。

具体的には、資料を飛んでいただきまして、資料4-1の6ページ目、スライドでは61枚目にを御覧いただければと思いますが、まず、変更後の規定をみますと、計画策定プロセスごとに募集要綱を定めた上で公募することとなっております。この募集要綱に、例えば応募者に対して応募保証金を求めるといった諸条件を盛り込むことが想定されているところでございます。

また、1ページ戻っていただきまして、スライドの番号では60枚目を御覧いただければと思います。こちらは、基本要件の記載事項に、プロジェクトの応募者が負担することになります特定負担の額、この見通しを示すという変更案となっております。

どうということかと申しますと、費用負担割合を決定する前の段階で、プロジェクトへの参加継続の判断材料となります工事費負担金の見通しを示そうというのが、この規定でございまして、その上でこの応募を継続する場合は、一定程度の金銭負担（応募保証金）を求める、そういった対応をとっていきたいといったこととなります。これらの内容については広域機関の広域系統整備委員会で審議されたておりまして。その結果として、今回の申請がなされてきたところでございます。

続きまして、2点目の変更内容でございますが、資料を戻っていただきまして53枚目になります。2点目は、「作業停止に関するルールの変更」でございます。例えば設

備の点検や修理を行うに際しては系統をとめることが必要になります。その際には、系統につながっている発電機をとめなければならない。その際の発電をとめる量を発電制約量といいます。これに関しまして、現行のルールにおきましては、作業を停止する系統内に複数の発電所がある場合には、それらの発電所の設備容量に応じまして発電制約量を配分する。そのようなルールになっているところでございます。

具体的には図をみていただいたほうがいいのではないかと考えておきまして、スライドでいえば67枚目、資料4-1の12ページ目でございます。調整のイメージ図になりますが、左から2つ目のSTEP1では、設備容量に応じて発電制約量が配分されています。ここでは、AもBも同じ設備容量の発電をもっていることを前提としていますので、同じ量の制約量が配分されているという図になってございます。

ここまでの現行ルール上の調整内容になりますが、今回の変更点としては、さらに先のSTEP2ということで、AとBの事業者間で発電制約量やそれに伴う費用負担を当事者間で調整できるようにしようという内容になってございます。

その調整の結果といたしまして、左端のGOALの部分をご覧ください、場合によっては調整後の費用負担額がAの事業者もBの事業者も当初よりは小さくなるという可能性もございまして、そのような対応の幅を広げていこうというのが今回の修正の趣旨でございます。

ただし、今回のルールは、2018年、2019年の暫定運用となっております。本運用においては、一般送配電事業者がメリットオーダーで発電制約量を調整する仕組みに移行していきたいということで、今、検討がなされております。そのルールが決まるまでの間の暫定運用のルールが、今回の変更内容ということになります。具体的な規定ぶりにつきましては、説明はいたしません。3、4枚戻っていただいたあたりに記載されております。

続きまして、ルールの3点目でございます。何度も資料を行ったり来たりで恐縮でございますが、もとの資料4の2ページ目、スライド番号でいいますと54枚目を御覧いただければと思います。

主な変更内容の3点目は、リプレース案件に関する系統連系募集プロセスのルール変更でございます。このリプレース案件に関するプロセスについては、約3年前に新たに導入されたものでして、現行のルールでは、10万kW以上の発電機のリプレースを行う場合は、そのリプレースを予定している発電機がつながっている系統につい

て、リプレース対象事業者も含めて系統連系希望者を募集することとなっております。また、このプロセスの間中は、一般送配電事業者は、リプレース予定の設備が確保していた系統容量を先着優先ルールの対象外として暫定的に確保することとなっております。

このルールについて何が課題となっているかについては、資料4-1の17ページ目、スライド番号では72ページ目を御覧いただければと思います。その下段の図のうち、左側の図でございますが、こちらは現行ルールを示しております。送配電事業者は、赤い太枠の部分を暫定的に公募用のプロセス用として確保する、ということとなっております。

しかしながら、この赤枠の量に対して応募者の連系希望量が大きい場合も小さい場合も実際には想定されます。例えばこの図でいいますと、ケース②のところを御覧いただければと思いますが、こちらは連系希望量よりも、左側の赤枠の送配電が確保している容量の方が大きくなっております。この場合、送配電が多めに確保している分については、この募集プロセスが終わるまでの間は、他の事業者は先着優先による連系申し込みを行えなくなります。

そのようなルールでは系統の有効利用ができないということで、今回のルール変更では、送配電事業者が暫定的に確保する容量を、右の変更後の図のように、連系希望者による連系統希望量に修正しよう、規定上の文言としては「新規発電設備等の最大受電電力」に変更しようという内容となっております。

以上3点が主な変更内容でございます。こちらの施行時期につきましては、作業停止に関するルール変更につきましては、現在、並行してマニュアル等を作成している関係もございまして、本年10月1日施行となっております。それ以外につきましては、大臣認可の日に施行となっております。

以上のような変更案につきまして、事務局におきましても審査いたしました。特段問題はないものと考えてございます。

したがいまして、この資料の後ろにございます資料4-2、4-3、スライドでいいますと79枚目、80枚目のとおり、この変更案につきまして大臣が認可を行うことに異存はないと回答してよいと我々としては考えております。この案でよろしいかどうか、ご審議のほどをよろしくお願いできればと思います。

以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対する、ご質問、ご意見ございませんか。

稲垣委員どうぞ。

○稲垣委員　　パワーポイント資料の61ページ、40条の変更に関してですが、1項で、検討提起者以外で募集するということになっていたものを、「検討提起者以外で」という部分を除外する改正を行おうとしていますよね。

○日置NW事業制度企画室長　　はい。

○稲垣委員　　この結果、検討提起者以外も募集に応じることができるようになると理解をしますが、それでいいんですよね。

○日置NW事業制度企画室長　　はい。今回の主な変更内容の、もう一つの点としましては、現行の規定上、検討提起者も応募していいのかが不明確という課題がありました。これを今回の規定の整備で検討提起者にも募集要項が適用されることを明確にした。といった内容が含まれております。

○稲垣委員　　不明確ではなかったですね、変更前は「提起者以外で」となっているから。——ごめんなさいね。だから、その趣旨というか立法事実は何ですかね。公平性の問題をちょっと危惧しますけれども、その辺は、どういう趣旨で、検討提起者以外は募集できなかったものを、検討提起者も募集に応じることができるようになるということの理由を説明していただけますか。

○日置NW事業制度企画室長　　まず、現行の規定に基づきますと、検討提起者の方は募集に応募しなくてもプロセスに入れてしまう、逆にそういうふうになっていたわけですが、今回、ルールを整備することによりまして、検討を提起した方、そして、それ以外の方も含めて平等にプロセスに応募する、そのような内容になったということでございます。

○稲垣委員　　規定ぶりをわかりやすくしたというだけですね。

○日置NW事業制度企画室長　　はい。

○稲垣委員　　わかりました。

○八田委員長　　ほかにご覧いませんか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局からご説明があったとおり、委員会として決定したいと思います
が、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、案のとおり経済産業大臣に回答することにいたします。

次の議事に入ります。

議題（３）「平成29年度監査結果について」、野沢管理官からご説明をお願いいたします。

○野沢統括NW事業管理官 資料５、PDFでいうと112ページで、「平成29年度監査結果」でございます。

先般、平成29年度監査結果に基づく個別案件に対する行政指導等の対応方針についてご了解をいただきまして、その後、該当の事業者に対して、私から文書または口頭により指導を行ったところでございます。

今回は、冒頭の（趣旨）にも書かせていただいておりますけれども、その監査結果につきまして、①として、経済産業大臣への報告と、②として、委員会ホームページでの公表に当たりましてご審議いただければと思います。

ご了解いただければ、平成29年度監査結果を経産大臣に報告するとともに、委員会ホームページにおいて公表することにしたいと考えております。

「主なポイント」のところでございますけれども、平成29年度の監査結果の経産大臣への報告案を、電気として別添の資料５－１、ガスとして資料５－２により、ホームページにおいての公表案を５－３よりご提示させていただいております。

また、一番下のなお書きのところですが、公表に際しましては、「内規である監査規程に基づいて被監査事業者の正当な利益を害するおそれがない限りにおいて、要旨を報告する」と規定しておりますので、今回の監査結果につきましては、良好事例以外は事業者名を記載せずに、指摘事項の概要のみを記載することとしてご提示させていただいております。

次のページから、電気、ガスの報告案の説明をさせていただきます。簡潔に説明させていただきます。

PDFで113ページ、これは電気の大蔵大臣への報告案でございますが、おめぐりいただいて114ページでございますが、「要旨」になっております。

最初の３行目のところで、一般送配電事業者等13社に対して実施をしているものでございます。

2. ですけれども、「監査対象期間及び実施期間」でございますけれども、原則として28年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、29年度中に実施したものでございます。

3. で、「実施者、実施の方法」でございますけれども、委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者、または経産局においては監視室から局長が指定する者、これは「監査実施者」といっておりますけれども、監査実施者が実施しております。

ここの、一般送配電の下のところにありますけれども、一般送配電事業者等の事務所及び営業所等において監査を実施しております。

4. で、「監査の内容」については、順番にいうと、①約款の運用、次の115ページをみていただくと、②財務諸表、③部門別収支、④託送収支、⑤として、託送供給の禁止行為ということで監査を行っております。

5. の「監査の結果」でございますが、(1)の「総論」としては、監査実施者から45件の指摘事項の報告がございまして、その委員会で内容を確認した結果、経産大臣の勧告を行う事項は認められませんでしたけれども、今回、事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、10事業者に所要の指導を行っております。

次の116ページを開いていただくと、「実施の状況」でございますが、合計のところ、被監査事業者数としては13社で、その中、立入検査、営業所等も入っていますが、その実施箇所が67カ所実施しております。

(3)の「指摘事項の状況」でございますけれども、合計としては、①の約款から⑤の禁止行為についてそれぞれ件数があって、合計して45件でございます。

(4)の「適正な取引確保に必要な事項」ということで報告する事項がございまして、<括弧のところ、<一般送配電事業者の建設仮勘定の会計整理について>ということ、良好事例でございます。ここで、一般送配電事業者の建設仮勘定のうち、先行取得資産は、ほかの資産とは異なって、各社の事業環境や土地整備計画等の外的要因によって工事計画の変更や稼働開始の延期が生じやすく、施行後、稼働開始まで5年以上の長期間を要する場所があるというところで、一番下になりますけれども、その中で、東電パワーグリッド、関西電力、中部電力、この3社につきましては、117ページですけれども、未稼働の期間が一定期間経過している場合とか、将来一定期間内に使用が見込まれていない先行資産について減損の帳簿があるものと個別に判断して、費用損失をより早めに計上する考え方を、ルールを反映し減損損失を計上してい

る。この減損判定ルールは、先行取得資産に対する、より望ましい会計処理の方法と考えられております。

一番最後の3行ですけれども、「先行資産の保有期間が5年超の長期にわたるなど、将来の一定期間以内に使用が見込まれないことが想定されている場合には、上記の良好事例にならい、規模や損失をより早めに計上する考え方を減損ルールに反映することが望ましい」と記載しております。

また、おめくりいただいて、次に122ページでございますが、これが、各事業者に対して、指摘を行った全部で45件の指摘事項を整理した一覧表でございます。時間の関係上、この説明は割愛させていただきます。

次にガスでございます。PDFでいうと124ページでございます。これが、同様に大臣に報告する要旨でございます。125ページでございますが、ここの上から5行目でございます。一般ガス導管事業者等に対して、224社に対して実施しております。

それで、「目的」、「実施期間」については、基本的に電気と同じでございます。126ページ下の5. を御覧になっていただくと「総論」でございます。

監査実施者から、今回126件の指摘事項の報告がございまして、委員会で同様に内容の確認をした結果、下から3行目のところですが、「大臣に勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後同様に事業者の自主的改善を促す観点から、60事業者に所要の指導を行った」としております。

次、127ページをみていただくと、実施状況としては224社でございまして、そのうち立検を行ったのが153社、書面が87社ということでございます。

(3)として、「指摘事項の状況」でございますけれども、合計で126件の内訳でございます。

おめくりいただいて132ページが、ガスの126件の指摘事項で整理した一覧表でございます。ここの説明も割愛させていただきます。

またおめくりいただいて、今回新たに138ページの一覧表を、資料5-1、5-2の参考資料、横表としてつけさせていただきます。この表は、上段が29年度の電気の指摘事項の推移、下がガスの指摘事項の推移の本省分のものでございます。

それで、Eが電気でGがガスの記号でございます。一応社名は伏しておりますけれども、平成29年度の本省分で指摘が多いものから順番に左から並んでいる状況でございます。括弧内は昨年度(28年度)の監査の数を示しております。それぞれ増減して

いる社があると思いますけれども、電気でいうと、合計を御覧になっていただくと、昨年が15件の指摘に対して43件の指摘で、3倍の指摘件数増になっておりますが、この要因としては、平成28年度4月以降の電力自由化により制度等の変更がございましたので、その要因も加味しております、そういう状況もあり、ふえていますが、各個社については、この件数はそれぞれ把握しておると思うので、他社に比べてどうなのかということをご参考にしていただければということをつけております。

次に、139ページですが、このものを、本日ご了解いただければホームページに公表したいと考えているところです。

私からの説明は以上です。

○八田委員長　ご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

箕輪委員。

○箕輪委員　ご説明ありがとうございます。あと、まとめていただきまして、どうもありがとうございます。

指摘の内容としてはご説明いただいたとおりかと思いますが、先ほどお話があった138ページ、前期からの指摘の推移というところを、こういう形でまとめたのは新しい取り組みかなと思います。毎年、全く同じ見方をしているわけではないので、必ずしも数がふえた、減っただけでは比較できないところはありますけれども、数が減ったところは改善されたということですし、ふえたところは、また取り組んでいただければと思いますので、そういった意味で、今後も長期的な目線で数のところはみていただければと思っております。

○八田委員長　ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

今の表も、本当ならば——これでいいのですが、顧客の数、分数にしてやったりすると、もっと目覚ましく出てくるかもしれませんね。

ほかにございませんか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局からご説明があったとおり、平成29年度監査結果を公表、報告することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、案のとおりに報告、公表することといたします。

さて、次の議題に移ります。

議題（４）、「電力・ガス取引監視等委員会 運営理念及び中期方針案について」、下村課長補佐から説明をお願いいたします。

○下村総務課 課長補佐　それでは、資料６、PDFでいいますと164/172ページを御覧いただければと思います。

電力・ガス取引監視等委員会は、2015年の9月に発足をしておりまして、本年の9月で3年が経過し、4年目に突入することになります。そこで3年をⅠ期と捉えれば、この9月で第Ⅱ期を迎える、こういう節目のタイミングとなるところで、この機会に改めて当委員会の「運営理念」、それから今後3年程度を見通した「中期方針」を整理いたしましたので、ご審議いただければと考えています。

こちらのページにございますとおり、今般の一連の電力システム改革は、平成25年（2013年）4月に閣議決定されました「電力システム改革に関する改革方針」に基づきまして、今日まで進められてきています。

この資料の脚注1にございますように、この改革は東日本大震災と、これに伴う原子力事故を契機に、電気料金の値上げや需給逼迫下での需給調整、多様な電源の活用の必要性が増すとともに、従来の電力システムの抱えるさまざまな限界が明らかになった。こういう反省を踏まえて進められてきているという原点を改めて記載させていただいています。

このページ以降、「運営理念」、「中期方針」を記載しておるわけですがけれども、多くの方に御覧いただきやすいようにするために、この部会用資料として2枚のポンチ絵で整理をしてございますので、ここからは、資料6-1、PDFでいいますと170/172を御覧いただければと思います。

ここでは、「運営理念」を「委員会運営の礎」となる理念として、「ミッション」、「ビジョン」、「バリュー」の3つの層で整理してございます。また、「中期方針」を、「運営理念を踏まえて今後3カ年程度を見据えた委員会運営の方向性」として、「現状認識」、それから「具体的施策」という2つの層で整理をしています。

次のページを御覧ください。こちらに「運営理念」を整理してございます。

まず1番上、ミッションステートメントとして、「全ての需要家に低廉・安定・多様

なエネルギーを、そのため、全ての事業者に公平・多様な事業機会を」と記載しています。これは、システム改革の3つの目的、「安定供給の確保」、「料金の最大限抑制」、「需要家の選択肢及び事業機会の拡大」を表現したものになります。

また、その具体的なイメージとして、システム改革の原点も踏まえる形で「市場メカニズムの適切な活用を通じ、需要者・供給者双方が主体的かつ合理的に行動する結果として中長期的にも経済性、安定性、環境適合性が図られる、効率的で強靱な電力・ガスシステムを築く。これらは、国民生活をより豊かにするとともに、エネルギー産業の競争力強化、国際化、健全かつ持続的な発展にもつながる」と記載しています。

次に「ビジョン」として、こちらは大きく3つの柱で整理してございます。

第1に、「市場の信頼を守る」ということとございます。これは厳正に監視を行うことによって、市場の信頼を損ねる行為を是正し、適切に消費者の利益を保護し、さらには市場との対話や情報発信を重視していきたいと、こういうものでございます。

第2に、「市場メカニズムを適切に活用する」ということとございます。こちらは、競争ルールに着目いたしまして、市場とシステムが全体として整合的に機能し、適切なメカニズムが働くよう課題を明確化し、対応策を提言し、また委員会自身としても実施をしていきたいと、こういうものでございます。

第3に、「ネットワークの適正性を確保する」というものでございます。これは、電力・ガスという産業の特徴でもあるわけとございますけれども、競争の基盤としてネットワークの存在が欠かせないということとございまして、独占部門であるネットワークの中立性・公平性・効率性を確保し、さらには新たな技術の出現も踏まえて、さらなるサービスレベルの向上を目指していきたいと、こういうものでございます。

そして最後に、下段とございまして、こちらに、「委員会が重視する価値観（バリュー）」といたしまして、大きく6つの柱で整理してございます。

第1に、「独立性・専門性」とございます。委員会は独立した専門組織として設立された原点を重視していきたいというものでございます。

第2に、「透明な運営」とございます。委員会は、透明性を重視し、きょうも公開で議論をさせていただいておりますけれども、判断や、その根拠データを積極的に発信していくというものでございます。

第3に、「高い視座」とございます。全体を見渡した課題の構造関係ですとか、ある

いは将来を見据えた場合に、このシステムは一体どういう絵姿であるべきであろうかと、こういったことに思いをはせながら現状をみつめていくというものでございます。

第4に、「データを重視する」ということとございます。委員会が監視等を行っていく上でデータの集約は鍵となります。したがって、データを幅広く集積いたしまして、客観的に分析し、小さな情報も見逃さない、こういう記載としてございます。

第5に、「実効ある行動」とございます。問題を認識いたしましたら迅速に事実を解明し、ルールにのっとり毅然として対応していきたいと、こういうものでございます。

最後、第6番目でございますけれども、「更なる高みへ」と表現してございます。これは、現状に安住することなく世界的な動向ですとか、あるいは将来の新しい技術ですとか、ビジネスモデルなども見据えまして、幅広く情報収集、発信いたしまして、更なる高みを目指していきたいと、こういうものでございます。

以上3段で構成したものが、この運営理念の概要となります。

それでは、次のページを御覧いただければと思います。

ここでは、今後3年程度を見通した「中期方針」を整理してございます。

まず、上段に「現状認識」を整理してございます。こちらは、前ページの「ビジョン」に対応する形で整理をしてございます。

第1に、「市場はまだ黎明期である」と整理させていただいています。もちろん、これまでもご報告させていただいているとおおり、新規参入あるいはスイッチングといったものは増加しつつあるわけでございますけれども、まだ改革は道半ばであると、こういう認識を示してございます。

第2に、「市場メカニズムが未成熟である」というふうに整理をさせていただいてございます。現時点、足元では市場メカニズムは、まだ必ずしも十分に機能しているとはいえず、とりわけその時々電気の価値が発信され、市場価格に適切に反映される仕組みは、まだ十分にはできていないと、こういう認識を示してございます。

また、これは電気・ガス両方ともいえることですが、市場の流動性が新規参入の制約になっている面もございます。今後数年間は、新たな市場ですとか新たな仕組みが次々と導入される予定も迎えてございまして、非常に重要な時期にあると、こういう認識を示してございます。

第3に、「ネットワークの構造改革が必要」と整理させていただいております。ネットワークは競争の基盤であり、全体の改革の鍵となります。また、足元では、再エネ拡大等のニーズに適切に対応いたしまして、一層の中立性・安定性・効率性を目指していく、こういうことが必要であると認識をさせていただいております。

こういう3つの「現状認識」を踏まえまして、具体的な「施策の方向性」というものを下段に整理させていただいております。これまでの、前ページの「ビジョン（バリュー?）」と対応したものでございます。

第1に、「市場の信頼を守るため」、まず（1）として「需要家を守る」、（2）として「公正な競争を促進する」と書かせていただいております。ここにいろいろ書かせていただいておりますけれども、こういったさまざまな手段を用いまして、我々、しっかり厳正な監視を行っていくという旨を示しております。

それから、第2に、「市場メカニズムの適切な活用」のために、まず（1）として「市場ルールを改善する」と書かせていただいております。ここでは、まさに、先ほど申し上げたような調整力ですとかインバランス料金設計の適正化と、こうしたことによって電気の価値が市場に適切に反映されるような仕組みを実現していきたいということを示しております。

また、（2）といたしましては、「市場の流動性を高める」ための各種施策、こちらを記載させていただいております。

さらに、市場が活性化いたしましても、需要家がみずから希望するサービスが選ばなければミッションの実現にはつながっていかないということで、（3）といたしまして、「需要家による選択を円滑化する」ということを書かせていただいております。

第3に、「ネットワークの適正性の確保」のための施策を記載させていただいております。2020年の4月には、電気事業法に基づきまして法的分離が実現されるということでございまして、まず（1）といたしまして「行為規制の適切な設計を行い、これをしっかり運用していく」、こうした旨を記載させていただいております。

また（2）といたしまして、「効率性やサービスの向上のために託送料金の厳格な審査、また事後評価をしっかりとっていく」、こういった記載。

さらには、本日の議題（1）にもございましたけれども、より効率的なネットワーク利用を促していく観点からの、「発電側の基本料金」といった施策についても記載をさせていただいております。

さらに、これらの施策、あるいは我々のビジョン、こういったものを支える基盤といたしまして、最下段に、「監視・評価の高度化」ということで、競争評価の在り方であるとか、不適正行為についてどう取り組んでいくのかといった考え方の研究、さらには市場監視システムの強化といったものを記載させていただいてございます。

また、「国際連携の強化」ということで、グローバルな情報収集・発信、さらには国際的なコミュニティへの積極的な参加というのを書いてございます。

さらに、現状に甘んじるのではなくて、「将来課題の飽くなき探求」をしていくということで蓄電池、EV、P2Pといった新しい技術も出てまいりますので、こういった普及なども見据えた制度的な課題の発掘にも取り組んでいきたいと、こういうことを書いてございます。

そして、一番下段でございますけれども、これは、つくったら終わりということではなくて、もちろんこれをしっかりとPDCAサイクルを回して実施をし、さらには見直しを行っていく、こうしたことが必要であると、こういう面を記載させていただいた次第でございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

稲垣先生。

○稲垣委員　2つお願いします。パワーポイントの資料で行きたいと思えます。

下からいって「中期方針」ですけれども、「市場メカニズムが未成熟」の枠の中ですが、最初の■の真ん中に「電気の価値」とありますが、この「電気」という概念を使って「電力」といかなかった理由を教えてください。これが1つです。

もう一つは、今度真ん中に行って、「ビジョン」のところですが、これはちょっと細かいのですが、「市場の信頼」とありますよね。この「の」の助詞の使い方だけでも、これは「市場への信頼」ではないかと思えます。「の」というのはいろいろな用法がありますけれども、主体をあらわす場合があるので、「私の手紙」とか、そういうふうな、ちょっと……、もしアレだったら、「市場への信頼」のほうが正確に伝わるような気がします。

これは、ご検討の依頼です。

それから、もう一点ですが、——これは結構です。この2点だけ。

あとは、私のこれを見せさせていただいた評価ですけれども、改革方針との連続性が非常に鮮明にあらわれていて、我々は2期目になるわけだけでも、だんだんに社会の状況が変わっていくと思いますが、出発点、それから、その変化した状況を踏まえて新しい未来へ取り組んでいく、こういう絵が非常によくあらわれていると思うんですね。いずれは改革方針から離れる時期は、きっといつかは来るとと思いますが、その道の中、我々が今いる位置を具体的にきちっと示している、その意欲を示しているという点では、本当によく考えられたものだと思います。

本当にありがとうございます。以上です。

○下村総務課 課長補佐 ご指摘ありがとうございます。

まず、「市場への信頼を守る」というところは、修正をさせていただきたいと思いません。

それから、1点目の「電気の価値」というところ、これは、「電力」というと、一般にパワーをあらわすものでありますけれども、ここでは市場価格に適切に反映されるという意味では、その時々に取り引きされる電気の商品といったことが想起されるかなと思います。こういったときに、「電気」というのか「電力」というのか、どちらがいいのかというのは技術的な面もあると思いますので、こちらは検討した上で再度調整させていただければと思います。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、ほかにご意見ありますか。

圓尾委員。

○圓尾委員 3つほどになります。

1つは、「委員会が重視する価値観（バリュー）」に6つ項目が並んでいて、いずれもこのとおりだと思いますが、ただ、私なりに思うのは、透明な運営をするにしても、データを重視していろいろな分析をするにしても、将来どういう電力システム、ガスシステムが適正なのかをきちっと見定めた上で、現状についても我々はきちっとした仕事をこなしていくことが非常に大事です。これから再エネもそうですし、需要の構造もそうですし、CO2の問題もそうですし、いろいろなことが変化する中で、将来こういうガスシステムであるべき、電気システムであるべきという姿が変わってくるであろうことを、我々、先々を読んで適切な将来像を頭に置きつつ、こういったことをしっかりこなしていかなければいけない。そこが、「高い視座」とか、「更なる高み

へ」というところに書き込まれていると思うのです。6つ並んでいますが、やはりそこをしっかりと持つことが前提にある、もうちょっと高い位置にあるものではと理解しているのが1つです。

それから、「中期方針」で、まず「市場メカニズムが未成熟」というところに、先ほど稲垣先生がおっしゃったところでもありますけれども、電気とかガスの価値が適切に反映されるようになる、そのためにはルールを改善して流動性を高めていくのが大事。これはもちろんそうです。

そうすると、結局電気の価値が適切に反映され、その価格指標が適切なボラティリティを持つことになってくるわけで、事業者としては、そのリスクヘッジのために先物であったり先物であったりを有効に活用するのが、もう一つの大きなポイントになってくるかと思います。この中に「幾つかいろいろな市場が」、という形で書き込んでありますが、先物も非常に重要になってくることを我々は認識しながら、この3年間で過ごさなければいけないのが、もう一つポイントではないかと思います。

それから、右側にある「ネットワークの適正性」の「法的分離に伴う行為規制の設計と運用」というところですか。ここも電力会社、ガス会社の行動をみていると、100%安心していただける状態ではない案件がポツポツみえています。その設計をして厳格な運用をするためには、我々の委員会としても、この3年間にどのように監視していくのか、監査をしていくのか、チェックをしていくのかを、我々なりにスタディして準備を整えておかなければいけない。そういう3年間になると思います。具体的には、ここに書かれてはいないですけども、我々としては、この3年間で取り組まなければいけないと思います。

○八田委員長　　ありがとうございました。

今のご意見に対して、下村さん、何かコメントありますか。

○下村総務課 課長補佐　　ありがとうございます。特段ありません。

○八田委員長　　林委員どうぞ。

○林委員　　ご説明どうもありがとうございました。

私からは、技術の話をちょっとしたいと思いますけれども、「中期方針」でありましたけれども、「将来課題の探求」ということで、例えば蓄電池とか電気自動車とかP2Pの話があると思いますけれども、ご承知のとおり制度よりも技術が先に進展してきていて、しかもそのスピードが非常に早い中で、ここに掲げいただいていること

は、非常に正しいと思いますけれども、将来課題の探求を早めにして課題を発掘する中で、どういう制度設計を早めに打っておくべきか、ネットワーク形成もそうですけれども、やはりロングレンジで我々は考えなければいけない中で、将来どういうことが想定されるのか、幾つかのシナリオを想定していきながら、それぞれのシナリオの場合のあるべき制度設計を考えていくような、戦略的な対応も我々は実施していきながら、場合によっては建議するとか、そういう形で技術と制度のトータルバランスも考えて、これは、発掘した後も、次どうするかという話も当然ここにあると思いますけれども、そういった意味も踏まえて、皆で頑張っていきたいと思っています。

どうもありがとうございました。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

箕輪委員。

○箕輪委員　　ありがとうございました。

全体的には非常にいいものができたなと思っていて、その「更なる高みへ」というところが、そのマインドは非常に大事ではないかと思っています。

あと、ここにあえて言葉としては書かれていないところかもしれないのですが、環境もいろいろ変わっていくというところと、あと、委員会だけで全てのことができるわけではないので、ほかの関連する、先ほどいった広域機関であるとか取引所であるとか、いろいろなところとの連携プレーというのが非常に重要になってくるのかなと思っています、そこも、言葉で書くかどうかは置いておいて、念頭において進めていくべきところかなと。そこら辺の連携が、これから3年間、非常に重要だと思いますので、意識しながら取り組んでいくことができればいいのかと考えております。

○八田委員長　　ありがとうございました。

稲垣先生。

○稲垣委員　　先ほどいうのをちょっとためらったところがあるのですが、皆様の意見をお伺いしていて、ちょっと尻馬に乗せてもらいたいことがあります。

つけ加えてほしいことと要望ですけれども、3枚目の「中期方針」の一番下に、基盤を支えるものとして書いてありますが、ここはすごく大事だというご指摘もあるし、私もそう思うんですね。だから、ちょっと色を変えるとか、何か枠で……、スペースの関係とかいろいろあるのしょうけれども、ちょっと工夫していただいて、下のところにも目線がピッと行くような、何か工夫をしていただけたらと思います。

それが1点です。

もう一つは、既存の主体、それから既存のインフラでは限界があるという認識は、今までも、例えばいろいろな事件が出たり、それから課題が出る中で、あるいは制度設計における議論などを聞いていても、やはり主体にももっと主体性をもってほしいとか、まあいろいろなところでいっているので具体的にはいいませんが、その風土の変革とかね。

それからもう一つ、インフラとしては、電事法の改正で、やはり限界があった部分があると思うんですね。つまり電気の流通については、とにかくこういう制度づくりはしているけれども、市場メカニズムを導入する以上、絶対に無視できないのは、市場メカニズムを支える情報の流通ですよ。それから信頼性の確保だけれども、電事法自体はまだそこまで行っていませんよ。

そういうものをやるというだけで、例えば市場に関する情報、あるいは電気取引に関する情報のセキュリティの問題とか、それから信頼性の確保とか、情報の正確性の確保とか、そういう市場メカニズムなどを維持するために必要な要素というのはたくさんあると思いますけれども、電事法がそこまで目配りして大きく豊かにならないと、そういう意味では、課題として市場メカニズムの導入とか、技術としていっているにすぎなくて、やはり法的な位置づけをしていく時期が必ず来ると思うんです。

そういう意味では、私の観点から申し上げますと、特に電力流通なり市場メカニズムを支える情報の正確性と信頼性、それからセキュリティの確保については、今後さまざまな、例えば料金の問題もそうだし、制度設計もそうだし、いろいろな主体との間のやり取りもそうだし、それから事業者の課題もそうですけれども、そういうところで議論しないといけないと思うんですね。

ということで、情報に関する問題を一言、「データを重視」というところはありますが、これは我々が政策をやるときには、データはエビデンスに基づくという意味だと思うので、情報インフラの整備と、それから参加主体の主体性の向上というか、主体性を支えるとか何か、そのあたりを一言でも入れていただけると、我々がまたやりやすくなるのかなと思いますけれども。済みません。

○八田委員長　ありがとうございました。

今いろいろご指摘になったことのうちの、圓尾委員がご指摘になった先物とか先渡の重要性というのは、考えようによっては、この方針の中に入っているのかもしれない

いけれども、やはり強調する価値はあるのではないかなという気がします。

それから、もう一つ稲垣先生がおっしゃった情報に関するということというのは、一種の情報の透明性を確保して市場参加者に正しい判断をしてもらえるようにするということだと思うので、それがどこかに入るといいなと思いました。

全般的にみて、これは私が思うには、やはり初心忘るべからずという点を非常に強調した大変いい方針ができたと思います。

これは、もっとギスギスいえば、例えば環境政策とか原子力政策とかいうことはうちの役割ではなくて別の役所の役割で、それはそれなりの、その政策に対する補助金や何かをもってきてもらってやってくれということをお願いしてもいいけれども、そんな人のことまでいわないで、ここの元来の役割は、やはり競争をきちんと維持することだということを明確に打ち出した大変いい文章だと思います。

それでは、今の、ほかの点についてもいろいろご指摘のあったことを修正いたしますが、それは私の責任でということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、そういうことを前提として、基本的には事務局からご説明があった「電力・ガス取引監視等委員会 運営理念及び中期方針案」を決定、公表するということがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

どうもありがとうございました。

それでは、そのようにしたいと思います。

本日、第1部で予定していた議事は以上です。

何かほかにありますか。

○新川総務課長 第2部につきましては、準備が整い次第開催させていただきます。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、これで第1部を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

——了——